

## 地方税統一 QR コードの活用に係る検討会（令和3年度 第3回） 議事概要

1 日時：令和3年11月17日（水）10：00～11：45

2 場所：オンライン開催

### 3 議題

- (1) 構成団体より報告
- (2) 運用開始に向けた課題等について

### 4 資料

- ・資料1 第2回検討会への意見・回答
- ・資料2 JPQRにおけるCRCの生成方法について
- ・資料3 運用開始に向けた課題等について
- ・資料4 一括伝送方式事前取決事項並びに地方税共同機構が開発するWebシステム及びAPIについて

### 5 議事概要

○構成員、●事務局

#### (1) 構成団体より報告

総務省・一般社団法人キャッシュレス推進協議会から資料1・資料2に沿って説明。以下の点を補足。その後、質疑応答を実施。

・一般社団法人キャッシュレス推進協議会補足

- 計算方法は「IS013239」にもとづき算出し、設定値は記載の2つとなる。なお、CRCの計算を行うウェブサイトもあり、ここで確認を行うことも可能。
- 技術的な面で不明点があれば照会いただきたい。確認のうえ回答させていただく。

#### (2) 運用開始に向けた課題等について

総務省・地方税共同機構から資料3・資料4に沿って説明。以下の点を補足。その後、質疑応答を実施。

・総務省補足

- 資料3は、前回の第2回検討会を受けて、構成員からいただいた意見にもとづき考え方を再検討した。

【一括伝送データの送信期限等（考え方）】

- 前回の検討会においては、標準スケジュールに従うことが困難な案件の分については、「5営業日後までに送信。超過する場合は連絡」としていたが、現実的に、連絡を取り合うことは金融機関・地方団体の双方で複雑なオペレーションとなるため、「可能な限り速やかな送信」をお願いするかたちに変更した。ただし、遅延を積極的に許容する趣旨ではなく、地方団体においては適正な収滞納管理のため、納付情報を可能な限り早期に受領する必要があることから、金融機関は極力速やかなデータ送信に努めていただきたい。

【地方税統一QRコードの読取りテスト（考え方）】

- 読取りテストの対象金融機関を原則指定金（少なくとも1金融機関）に変更し、いずれの地方団体の指定金融機関となっていない金融機関は、最も地方税取扱件数の多い地方団体にテストを依頼するかたちとした。

【QRコード破損等による読取エラー時の処理方法（考え方）】

- 地方団体・金融機関の双方から意見提出があり、全面的に修正した。
- 今回、QRコードを納付書に印字することで、全国の金融機関が全国の地方団体の納付書を受け付けられることにメリットがあると思われるが、まずは、これまで収納を行っていた上段（指定金等）における納付が一番多くなると思われ、下段（指定金等以外）は数量としては少なくなると考えられる。そのうえ、これが読取りエラーとなるケースは非常に稀と思われるところ、「②」として、対応例に記載のようなかたちでの個別対応を検討いただくかたちとした。
- ただし、「※」にあるとおり、あくまで指定金融機関等としての契約等はないため、地方税共同機構を経由して徴収金および納付情報を地方団体へ伝送することが必要となる。

・地方税共同機構補足

- 本検討会における議論を踏まえ、別紙として事前取決事項（案）を作成した。一括伝送方式は令和5年4月から開始というスケジュールとなるため、参加金融機関からの承諾・回答書、追加変更分の受入れは、令和4年夏頃を想定している。このため、事前取決事項の確定は令和4年3月～4月を想定して進めて参りたい。
- 資料4について、資料中はわかりやすさの観点から「スマホアプリ向けAPI」としているが、APIは共通納税にアクセスできれば、ATM等のデバイスからも利用可能となるため留意いただきたい。

【質疑応答】

<資料3：運用開始に向けた課題等について>

### 金融機関における地方税統一 QR コードの読取りテスト

- 現状、どのくらいの金融機関から依頼が来るか地方団体側で読めない状況。指定金となっていないところも多数あり、例えばテスト依頼が大都市に集中し、想定していたテスト用帳票が足りなくなる等の懸念も想定されるため、予め、どの金融機関がどの地方団体に依頼予定か、情報提供いただくと準備が進めやすい。読取テストの帳票も枚数が増えると予算も必要となる。
- 大都市に集中は考えられる。金融業界とも連携し、こういった対応が可能か検討したい。  
(全国銀行協会)
- 情報集約が必要という点をご認識のとおりかと思う。関係者と相談、検討したい。また、追加的なテストは妨げないとされているところ、地方団体もどの金融機関にテストを依頼したいかの意向も併せて確認できればと思う。双方確認・擦り合わせのうえ、個別の協議を進めたい。
  
- 最終的に QR コード付納付書を金融機関で読取り、地方税共同機構に一括伝送し、同機構から送付される納付情報ファイルを使って地方団体は基幹税務システムにおける消込が行えるということ进行测试していくこととなるかと思われる。現時点で、地方税共同機構で連携テストをどのように考えているかご教示いただきたい。  
(地方税共同機構)
- 今後、地方税共同機構からテスト計画書を取りまとめて情報を展開する予定。各関係者の手間が最も掛からない方法を模索している。なお、テスト計画書の展開時期は現時点では示せないが、年度明けのタイミングを目途に検討を進めている。
- 地方団体の関心も高いが、スケジュールにある eLTAX と金融機関の連動試験に関しても金融機関から質問をいただいております、引き続きテスト計画は早めに示せるよう検討いただければと思う。

### QR コード破損等による読取エラー時の処理方法

- 地方団体で電子メールの送信はやはり難しい。同じ納付書の再発行は各地方団体のシステムルール上、確認番号が別番号となることとしている場合もあり、これが難しい地方団体も多いだろう。納付書情報をメールのベタ書きで送るという対応なら出来る可能性もあるが、その場合も、金融機関に対してメールが届かないケースも考えられる。記載いただいた対応例以外の対応も柔軟に検討いただければと思う。
- 対応例については例示となるため、これに拘るつもりはない。番号が違うかたちで再度 QR コード付納付書を発行、金融機関に送付して対応する等も考えられるか。我々としても柔軟に対応いただければと思っている。
  
- 「上記以外の場合」として記載の一括伝送データを券面情報ベースで作成する対応の

場合、こういったデータが作成、送付されるかは、地方税共同機構・地方団体にとって重要。ここまでは券面情報、ここはゼロで埋める等、ルールを決めていただきたい。

(地方税共同機構)

- 基本的には券面の情報でほぼすべての情報を入れられるかと思っている。強いて言えば、「税事務所コード」を埋めることは難しいと思われる。引き続き情報共有しつつ、認識を合わせたうえで検討したい。
  
- 例外対応となる収納金融機関と地方団体の協議の範囲について、例えば、QR コードが破損している納付書を受取った金融機関から直接、地方団体に収納金を振り込むことも許容されるか。それとも、必ずデータは地方税共同機構を通さなければならないのか。
- 資料の「※」書きのとおり、地方税共同機構経由で徴収金および納付情報を伝送することが必要。現在の地方税法の規定では、地方団体が地方税の収納を地方税共同機構に行わせており、さらにその事務の一部を金融機関に委託するという法律上の建付けがある。
- このため、あくまでも金融機関から地方税共同機構、そこから各地方団体という流れを想定している。したがって、資料4頁の上段のように、すでに指定金契約等がある金融機関であれば、地方税共同機構を経由する方法以外、すなわち相對の契約の間柄で直接やり取りを行うことも可能だが、その一方で、下段は普段取引がない金融機関との対応となるため、繰り返しとなるが、あくまで地方税共同機構経由での対応をお願いしたい。
  
- 資料に記載の方法は、現実的に対応が難しい部分もある。QR コードの読取りができない場合は、指定金等以外の場合においても「取次ぎ」というかたちで、従来どおり、決済を指定金融機関に送る方法でも良いのではないか。この場合、「取次ぎ」は通常、顧客から手数料をいただいているが、QR コードの読取精度がほぼ 100%に近くエラーの発生可能性がほぼないと思われるところ、手数料を徴収しない取扱いで対応することが妥当かと思っている。現在の事務フローをそのまま生かし、納税者にはご迷惑をお掛けすることとなるため、手数料はいただかない、こういった対応も考えられるか。
- 個別の協議の結果としてそうしたケースもあり得るとは考えるが、「取次ぎ」の場合、その時点では収納を受付けたとはならず、その納付書や資金が指定金融機関に届いた段階で初めて、収納がされたという法的効果が生じるものと理解している。  
したがって、例えば納税者が納期限ギリギリに納付書を持ち込み支払うような場合、当該行で QR コードが読めず、これを指定金融機関に送った場合には、当該指定金融機関に納付書および資金が到着した時点で収納が完了したものとされる。つまり、この場合は、納期限から数日経過した時点での収納となるため、延滞金が発生する可能性が想定される。  
従前の取扱いであれば、納税者が自ら望んで指定金等ではない先に納付書を持ち込ん

でいることから、「取次ぎ」により生じる延滞金等は納税者の責めに帰すべきとも思われるが、本件対応の場合は納税者に責はなく、たまたま QR コードが読み取れないことに後から気づいたとなると、「取次ぎ」で延滞金が発生するということは、納税者の理解を得られないかと懸念する。

ただし、期限前で、仮に「取次ぎ」を行ったとしても、納税者に不利益が生じる事態が発生する懸念がないということであれば、そうした「取次ぎ」という従来のルートに乗せていただく対応も取り得るかと思うため、金融機関と地方団体の個別の協議のなかで検討いただければと思う。

<資料4：一括伝送方式事前取決事項並びに地方税共同機構が開発する Web システム及び API について>

○ 構成員、● 地方税共同機構

#### 今後のスケジュール等

- 一括伝送方式の事前取決事項は令和4年3月～4月に条件を確定するという話があったが、今回案として提示いただいた趣旨、今後の5か月間のスケジュールについてご教示いただきたい。この案はこの後、構成員からの意見を踏まえて修正し、年度末に向けて固めていくのか。
- 認識のとおり。取決事項(案)の意見聴取については、年度内を目途に詰めて参りたい。
- 取扱条件を決めるに当たってどういった調整を図るのか。今後、意見提出をする機会が設けられるのか。
- 実際のシステム検討に当たって疑問点等も発生してくると思料。募集期間の関係もあるため、一定の時期を決めて聞くこととなるが、気づいた点があればそのタイミングで共有いただき、取決事項に落としていきたい。調査方法は今後、事務局と相談させていただく。

#### 一括伝送方式事前取決事項（不渡発生時の取扱い）

- 別紙の項番7、不渡発生時の運用方法について、契約の関係上、地方税共同機構から地方団体に連絡、不渡連絡票の提出を行う必要があると思っている。また、不渡が発生し収納ができなかった場合、手数料についてはどのように考えているか。返金に関しても、振込先は金融機関で良いと思うが、返金の依頼書は地方税共同機構からいただきたい。
- 不渡の発生は非常に稀なケースと認識しており、新たなルールを決めるより、実際に現在、地方団体で取り扱われているルールを優先した取決めとした。また、返金においても現状の実務に即して、協議しつつ対応いただくことを想定していた。ご意見は承ったため、今後の参考とさせていただきたい。

#### 自動車税納税証明書の取扱い

- 別紙の一番下の欄外にある（軽）自動車税種別割の納税証明書の取扱いについて、金融機関側としては、納期限の経過有無にかかわらず、一律で「押印する」ということで整理いただければと思う。事務フローを検討のうえデジタル化を検討する際に、入口で分岐が生じるとなると、その後の処理が煩雑となる可能性が高い。業務をデジタル化する際、できる限りシンプルにしたい、その為にも入口の分岐は避けていただきたい。

#### ペイジー収納対応について

- 資料3頁に関して、まず、NFdeskの納付手段としてペイジーを採用いただいたことに感謝する。スマホ版についてコメントしたい。MPNが今年の4～7月に実施したキャンペーン時のアンケートでは、ペイジーの利用方法を複数回答で確認しており、PCが約50%、スマートフォンは約40%、ATMが約25%であった。うち20代・30代では約60%がスマートフォンからの利用となり、スマートフォンでの利用は今後も拡大していくと思われる。スマートフォンでペイジーが利用できないと、こうした方々の納税に不便をおかけすることになるのではと懸念している。資料に記載のとおり、地方税共同機構が実施する市場調査とともに、こうしたデータも勘案いただき、スマートフォンの場合に利用できる納付方法に反映いただければと思う。
- インターネットバンキングの利用や、20代・30代は使うデバイスとしてスマホの利用が高いと認識した。一方で、今回の共通納税の拡大に当たっては、我々としても短期間での開発ということがあり、その点をご理解をいただければと思う。市場調査も実施予定であることから、その中で見えてきたニーズを踏まえて、今後改めて検討する余地はあると考える。引き続き検討結果の変更等があれば、情報提供したい。

#### コンビニエンスでのNFdeskの活用

- 資料3頁の下段について、納税者自身でのスマホ対応を案内するという金融機関の扱いがあるが、これはコンビニエンスでも同じようなことが想定されるか。また、NFdeskについては、金融機関のみならずコンビニエンスでも活用が想定されているか。
- このNFdeskは、誰でも無償で使えるツールとしてインターネット上に公開するため、これをコンビニエンスが税・公金の収納で活用することも可能と考える。
- さらに、資料5頁では、スマホアプリによるバーコード読取を活用した収納で多重納付防止の取組が行われているということだが、これはどのようなことか。
- 今も、請求書に付いているバーコードをスマホアプリで読取り支払いが可能という機能があると認識。あるアプリでバーコードを読取って支払いを済ませた場合、数日後、納付の事実を失念し、同じアプリでバーコードを読み取ろうとすると、「このバーコードは支払済み」という表示がされる理解。推測ではあるが、アプリの中でバーコード情

報を蓄積し、再度同じバーコード情報が読み取られた場合は、すでにそのバーコードは決済済みとして、エラーとして返す処理を行っているのではないかと考えている。

- 同じアプリなら可能だろうが、アプリで支払った納付書が後日コンビニエンスに持ち込まれた場合、現状は読み取れることとなる。今回の機能を使えば、入口のチャンネルが異なっても納付可否を判断できるのかと思い、お伺いした。別のチャンネルであれば、多重納付は起こり得るということで承知した。
- ご認識のとおりであり、同じような課題認識を持っている。やはり、スマホアプリで納付された納付書が、対面のチャンネルであるコンビニエンスのレジ、金融機関窓口を持ち込まれると、二重納付防止の制御が掛けられない。これについて、例えばコンビニエンスでも API を活用いただくことで納付書のステータスを伝えられるため、二重納付の場合、レジでエラーとなり支払えないといったリアクションが取れるかと思われる。そういった活用方法も前向きに検討いただければ、地方団体にとっても良い話かと思う。

#### API での納付可否の確認

- 資料4頁のスマホアプリ向け API の概要について、API で納付可否の照会ができるということだが、納税者だけでなく、地方団体からも納付可否の情報を閲覧できるという想定で良いか。
- 地方団体も閲覧可能。ただし、納付書の状態を確認する手法がそもそも異なる。地方団体向けには納付書情報をアップロードするための新しいシステムを提供予定だが、このシステムでアップロードした納付書の状態を照会する機能を実装する想定。このため、API を利用することなく、これを活用していつでも納付書の状態を確認できる。

#### クレジットカード利用の場合の手数料負担

- クレジットカードの決済手数料について、どのように負担することを考えているか。
- クレジットカード利用の手数料負担を納税者負担とするか、地方団体負担とするかという質問と理解した。現在検討中であり、この場で何か提供できる情報はない。引き続き速やかに検討を進めていくため、ご理解をいただきたい。

#### 電子取引データの証憑

- クレジットカードやスマホ決済は確定申告等の電子取引に該当するか。該当する場合、決済した、税金を払ったという取引データを、NFdesk や API で電子的に保存する機能を付与する想定はあるか。
- 県税でも納税者から領収証が欲しいと言われることも多い。このためにキャッシュレス化が進んでいない面もあるかと思料。スマホ・クレジットへの拡大となるため、確定申告のために領収証が必要で、その代わりとなるものが必要ということであれば、そういったものも準備いただければ幸い。

- 現時点では国税の電子取引データの証憑として扱えるかという段階まで整理できていない。NFdesk を使ってクレジットカード決済、スマホアプリ決済により納付が可能となるが、その画面のハードコピーが国税の証憑となり得るのか、確認・調整をしたい。
- 確定申告のため領収証が欲しいという納税者がいるという話だが、一般的に個人の納税者が確定申告のために租税の領収証が必要となるケースはあまりないと思っている。領収証が欲しいという納税者は法人なのか個人事業主なのか等、属性が分かれば教えていただきたい。
- 何か統計があるわけではないが、聞くところによると事業主が確定申告のために必要ということで税理士から求められるケースがあるようである。

(以 上)